

奈良市公報

号外第3号

令和2年5月条例他

令和3年3月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
5 1	24	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
5 1	25	奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	福祉医療課
5 13	26	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
5 1	37	奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
5 28	38	奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則の一部を改正する規則	長寿福祉課
5 28	39	奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課
5 28	40	奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	保健衛生課
5 28	41	奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	保健衛生課
5 28	42	奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防局総務課
5 28	43	奈良市マイナンバーカードセンター規則	市民課
5 28	44	奈良市公印規則の一部を改正する規則	総務課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
5 12	272	奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示	長寿福祉課
5 21	304	奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱	保健衛生課
5 27	317	奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示	保健衛生課
5 28	318	奈良市移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示	障がい福祉課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
5 21	14	須川ダム操作規程の一部を改正する規程	送配水管理センター
5 25	15	奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程	水道工務課
5 28	16	奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程	経営企画課

消 防

月 日	番号	件 名	主 管
5 19	7	奈良市消防文書規程等の一部を改正する訓令	総務課

教育委員会

月 日 番号 件名

5 26 14 奈良市通級指導教室設置要綱の一部を改正する告示

教育支援・相談課

条 例

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第24号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

14 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日（その日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合に限る。）から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

15 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

16 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

17 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ

る場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第15項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

18 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

19 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年5月1日揭示済）

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月1日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第25号

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

奈良市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（市において行う事務の特例）

第3条 広域連合条例附則第4条第1項の規定による傷病手当金の支給が行われる間、市は、第2条の規定により行う事務のほか、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年5月1日揭示済）

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月13日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第26号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

16 令和2年6月及び同年12月に支給する市長等の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の30(副市長にあつては、100分の10)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

8 令和2年6月及び同年12月に支給する教育長の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

7 令和2年6月及び同年12月に支給する監査委員の期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

8 令和2年6月及び同年12月に支給する管理者の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年5月13日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第37号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則
奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給申請)

3 条例附則第14項の規定による傷病手当金の支給を受けようとする者は、国民健康保険傷病手当金支給申請書(別記第17号様式)を市長に提出しなければならない。別記第16号様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式 (附則第3項関係)

その1

国民健康保険傷病手当金支給申請書 (世帯主記入用)

被保険者情報	被保険者証 記号番号 (フリガナ)	世帯主氏名	年月日	年月日
	氏名	住所		
振込先	金融機関 名称	銀行・金庫・信組 農協・漁協 その他()	本店・支店 出張所・本店営業部 本所・支所 その他()	
	預金別	普通・当座 その他()	口座番号	
	口座名義(カタカナ)			

上記のとおり申請します。

年月日

住所

電話番号

世帯主氏名 (宛先)奈良市長

【受取代理人の欄】

世帯主	本申請に基づき給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。		年月日
氏名	住所		
代理人 (口座名義人)	世帯主との関係		
氏名			

その2

国民健康保険傷病手当金支給申請書 (被保険者記入用)

被保険者氏名			
症状が出た日	年月日	病型者・接触者相談センター への相談日 ※相談した場合は記入	年月日 (時頃)
①医療機関の受診状況	1. 受診した		
(①で「受診した」と回答した場合) ②医療機関の受診日	年月日	2. 受診していない	
(①で「受診していない」と回答した場合) ③症状(期間)などを具体的に)	年月日		
③療養のために 休んだ期間	日から	④左記期間のうち、勤務ができなかった日数	
	日まで	新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり 副業が稼がれる場合を含む。)による欠勤や 勤務予定がなかった日は除く。	
⑤	上記の療養のために休んだ期間に 給与等の支払いを受けましたか。 または、今後受けられますか。		1. はい 2. いいえ
⑥	⑤で「はい」と回答した場合、その給 与等の額と、その期間を記入ください。	年月日から	(給与等の額:円)

(上記①において「受診していない」と回答した場合は、下記の事業主記載欄について、事業主の証明が必要です。)

事業主 記入欄	年月日
上記③～⑥の内容については、当事業所において把握している内容と相違ないことを証明します。	
事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	印
担当者氏名	電話番号

その4

国民健康保険傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

労務に服することができなくなった期間を含む賃金計算期間の勤務状況及び賃金支払状況等をご記入ください。

被保険者氏名		右記の事由による 無給休暇の日数	
年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	日	
年 月	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日	
年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	日	
年 月	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日	
<p>②新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。)により、労務に服することができなくなった期間の属する月の直近3か月の勤務状況</p> <p>【出勤は○】、【有給休暇は△】、【上記の事由による無給休暇は×】、【その他の休暇(賃金が支給される)は＝】、【その他の休暇(賃金が支給しない)は▽】でそれぞれ表示してください。</p>			
年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	日	
年 月	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日	
年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	日	
年 月	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日	
年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	日	
年 月	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日	
<p>②の期間に対して、賃金を支払いましたか?</p> <p>1. はい <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> 歩合給 <input type="checkbox"/> 賞金計算 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 日給月給 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p> <p>2. いいえ <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> 歩合給 <input type="checkbox"/> 賞金計算 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 日給月給 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p> <p>給日 支払日 1. 当月 2. 翌月</p>			
<p>②の期間の課税対象となる賃金支給状況を下記にご記入ください。ただし、期末勤続手当(賞手)を除く。</p>			
区分	単価(円)	月 日 月 日 月 日 月 日	月 日 月 日 月 日 月 日
基本給			
時給			
手当			
現物給与			
計			
賃金計算方法(次動控除計算方法等)についてご記入ください。		賃金支給総額(上記(A)～(C)の合計) 円	
上記のとおり相違ないことを証明します。		事業主が証明するところ	
事業主所在地	年 月 日		
事業所名称			
事業主氏名			
担当者氏名	電話番号		

その3

国民健康保険傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)

患者氏名		初診日		年 月 日	
傷病名		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
発病年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
労務不能と認められた期間		年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで
うち、入院期間		年 月 日から	年 月 日まで	年 月 日から	年 月 日まで
医療機関		年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	年 月 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	年 月 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
診療日及び入院していた日を○で囲んでください。		年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	年 月 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	年 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	年 月 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
上記の期間中における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等(詳しく)		手術年月日	年 月 日	退院年月日	年 月 日
<p>症状経過から見て従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>医療機関の所在地</p> <p>医療機関の名称</p> <p>医師の氏名</p> <p>電話番号</p>					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年5月1日揭示済)

奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第38号

奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則(平成10年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「等」を削り、同条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

(事業の委託)

第5条 市長は、派遣事業の全部又は一部を市長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができる。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(令和2年5月28日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第39号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第8号中「重度訪問介護」の次に「(エを利用する場合を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

エ 大学修学支援型

重度訪問介護の対象者であって、大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。)に在籍しており、入学後に停学その他の処分を受けていないもの。ただし、入学後に病気、留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度に単位を修得しておらず、又は修得単位数が極めて少ない等学習の意欲に欠ける者を除く。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第27条の規定は、令和2年4月1日以後の利用に係る地域生活支援事業について適用する。

(令和2年5月28日揭示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第40号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第25号ケを削り、同号コ中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同号コを同号ケとし、同号サ中「第3項」を「第4項」に改め、同号サを同号コとし、同号シを同号サとし、同号ス中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号スを同号シとし、同号セを同号スとし、同号ソ中「第25条第1項及び第2項」を「第25条第2項及び第3項」に改め、同号ソを同号セとし、同号タ中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号タを同号ソとし、同号中チからマまでをタからホまでとし、同号ミ中「第13条第10号」を「第13条第11号」に改め、同号ミを同号マとし、同号中ムをミとし、メからヤまでをムからモまでとし、同号ユ中「第20条第3号本文」を「第20条第3号」に改め、同号ユを同号ヤとし、同号中ヨをユとし、ラからルまでをヨからリまでとし、同項第33号中テをナとし、ツからセまでをトからタまでとし、同号ス中「第4条ただし書」を「第3条ただし書」に改め、同号スを同号ソとし、同号中アからシまでをウからセまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 法第8条第1項の規定による指定成分等含有食品の健康被害等情報の届出の受理に関すること。

イ 法第8条第3項に規定する指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査に関すること。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(令和2年5月28日揭示済)

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第41号

奈良市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
奈良市食品衛生法施行細則(平成14年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、奈良県食品衛生法施行条例」を「及び奈良県食品衛生法施行条例」に改め、「及び奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例(平成13年奈良市条例第47号。以下「条例」という。)」を削る。

第2条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第5条を次のように改める。

(公衆衛生上必要な措置の基準)

第5条 省令別表第17第4号イの飲用に適する水は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。)に規定する食品製造用水に該当すること。
- (2) 遊離残留塩素(塩素による消毒をしている場合に限る。)については、0.1ミリグラム毎リットル以上であること。

第7条第2項第1号イ及び第2号イ中「第5条第3項」を「第5条」に改める。

第14条の2第4項第5号中「条例第2条第1号ク(ア)の責任者」を「省令第66条の2第1項別表第17第1号イの食品衛生責任者」に改める。

別表第1中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

別記第3号様式中「氏名」を「氏名」に、「第5条第3項」を「第5条」に改める。

別記第6号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「代表者の氏名」を「代表者の氏名」に改める。

別記第10号様式中「氏名」を「氏名」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第5条に規定する公衆衛生上必要な措置については、この規則の施行の日から起算して1年間は、この規則による改正前の奈良市食品衛生法施行細則第5条の規定により定められた基準によることとする。

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市食品衛生法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年5月28日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第42号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和41年

奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「165,150円」を「166,950円」に、「70,790円」を「72,990円」に改め、同表 随時介護を要する状態の項中「82,580円」を「83,480円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

(令和2年5月28日揭示済)

奈良市マイナンバーカードセンター規則をここに公布する。

令和2年5月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第43号

奈良市マイナンバーカードセンター規則

(設置)

第1条 個人番号カードの普及促進及び市民の利便を図るため、市民部市民課市民サービスセンターに奈良市マイナンバーカードセンター(以下「センター」という。)を置く。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市マイナンバーカードセンター	奈良市西大寺東町二丁目4番1号

(取扱事務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく事務処理に関すること。
- (2) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

(職員)

第4条 センターに主任その他必要な職員を置く。

- 2 主任は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。(事務取扱時間)

第5条 センターの事務取扱時間は、午前10時から午後8時まで(土曜日は、午前10時から午後6時30分まで)とする。

(休所日)

第6条 センターの休所日は、日曜日、国民の祝日に関する

る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休所日以外の日に開所しないことがある。
(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年6月12日から施行する。

(令和2年5月28日揭示済)

小判形 縦5 横4	市民課	住民基本台帳カード事務、在留カード事務、特別永住者証明書事務、通知カード事務及び個人番号カード事務用	2
	西部出張所 住民課		1
	東部出張所		1
	北部出張所		1
	月ヶ瀬行政センター総務住民課		1
	都祁行政センター総務住民課		1

を

小判形 縦5 横4	市民課	住民基本台帳カード事務、在留カード事務、特別永住者証明書事務及び個人番号カード事務用	4
	西部出張所 住民課		1
	東部出張所		1
	北部出張所		1
	月ヶ瀬行政センター総務住民課		1
	都祁行政センター総務住民課		1

に改め

る。

附 則

この規則は、令和2年6月12日から施行する。

(令和2年5月28日揭示済)

告 示

奈良市告示第272号

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月12日

奈良市長 仲川元庸

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱（平成25年奈良市告示第112号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「奈良市市民活動部男女共同参画課」を「奈良市市民部男女共同参画課」に、

「奈良市福祉部保護第一課」を「奈良市福祉部保護課」に、「奈良市消防局災害対策室救急課」を「奈良市消防局救急課」に改める。

附 則

この告示は、令和2年5月12日から施行する。

(令和2年5月12日揭示済)

奈良市告示第304号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月21日

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年5月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第44号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市長認印の項中

奈良市長 仲川元庸

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の良好な生活環境の保全を図るとともに、本市における猫の殺処分数を削減するため、市内に生息する飼い主がいない又は不明である猫（以下「飼い主のいない猫」という。）に不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）を受けさせる経費について、予算の範囲内で奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けられる者は、市内に住所を有する個人又は地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。以下同じ。）の代表者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、公益社団法人奈良県獣医師会所属の動物病院で市長が別に定めるもの（以下「対象動物病院」という。）において、飼い主のいない猫に受けさせる手術とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1頭につき10,000円とする。ただし、手術費用が10,000円に満たない場合は、当該手術費用の額とする。

(事前相談)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に飼い主のいない猫に手術を受けさせる旨の事前相談を行わなければならない。

2 市長は、前項の事前相談において必要事項を聴き取った上、必要に応じて手術を受けさせようとする猫の生息地域等の調査を行うことができる。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 確認書（別記第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請に当たって、手術を受けさせようとする飼い主のいない猫の数は、1回の申請につき5頭以内としなければならない。

3 同一年度内において申請をすることができる飼い主のいない猫の総数は、申請者が個人の場合にあっては同一世帯当たり5頭とし、申請者が地域自治組織の代表者の場合にあっては1団体当たり5頭とする。ただし、地域自治組織の代表者が申請を行う場合において、補助対象事業の実施状況等により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査して補助金の交付の可否を判断し、適当と決定したときは奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当と決定したときは奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、手術を実施できない等申請内容に変更等が生じたときは、次条第2項に規定する手術の実施期限までに奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付申請に係る変更・中止承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（手術の実施）

第9条 補助事業者は、第7条の規定により補助金の交付が決定したときは、対象動物病院において当該飼い主のいない猫に手術を受けさせるものとする。この場合において、獣医師は、手術が済んでいることが判別できるよう、手術後、当該猫の耳先にV字カットを実施するものとする。

2 前項の手術は、補助金の交付決定のあった日の翌日から起算して60日以内又は交付決定のあった年度の末日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日をいう。）のいずれか早い日までに受けさせるものとする。

3 申請者は、前項の手術を受けさせたときは、手術を実施した対象動物病院の獣医師に奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術実施報告書（別記第6号様式）の証明欄へ記名及び押印を求めるものとする。

（実施報告）

第10条 補助事業者は、前条の規定により手術を実施したときは、前条第3項に規定する実施報告書に次に掲げる書類を添付して、手術の完了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日（これらの日が奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日前において、それぞれの日に最も近い市の休日でない日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 飼い主のいない猫の手術費用に係る領収書

(2) 耳先にV字カットを行ったことがわかる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実施報告書の提出があったときは、これを審査して補助金の交付金額を確定し、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金確定通知書（別記第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の補助金の額の確定の後、市長が定める期日までに奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年5月21日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

㊦

電話番号

確認書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

㊦

電話番号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、次のおり申請します。

補助年度	
生息地域	奈良市 周辺
手術を予定している猫の数	頭 (上限 5頭)
補助金交付申請額	円 (限度額 1頭当たり10,000円)
完了予定年月日 (手術予定日)	
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・確認書(別記第2号様式) ・生息地域を示した地図(生息地域について表記することが困難である場合は、できる限り詳しく生息地を示した地図の添付をもって生息地域の表記に代えることができる。) ・その他市長が必要と認める書類
注意事項	・確認書の内容を遵守すること。
主務課長の意見※	

注 ※印の欄は記入しないこと。

第2号様式（第6条関係）

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たって、以下のことについて確認しました。

- 1 補助金の交付を受けて手術を実施する猫（以下「猫」という。）は、飼い主のいない猫であること。
- 2 周辺住民に対して、手術を実施する旨のビラ配布や回覧等周知を図ること。
- 3 手術後、猫を元の場所に戻し、地域の生活環境が悪化を生じないよう適切に管理すること。
- 4 猫を管理する中で、地域住民等から問合せがあった際には、真摯に対応すること。
- 5 猫に飼い主がいることが判明した場合、発生する問題については自らが責任を持って飼い主との間で解決すること。
- 6 手術が済んでいることが判別できるよう、手術と同時に猫の耳先にV字カットを実施すること。
- 7 奈良市から問合せや調査の依頼があった場合、協力すること。
- 8 手術にかかる費用について、当該補助金以外の補助制度と併用する等して利益を得ようとしな
いこと。
- 9 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還すること。

第3号様式（第7条関係）

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付決定通知書

奈良市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者氏名

年 月 日付け補助金交付申請に対し、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することと決定しましたので通知します。

年 月 日 奈良市長 印

補助年度	
生息地域	奈良市 周辺
手術を予定している猫の数	頭 (上限 5頭)
補助金交付決定額	円 (限度額 1頭当たり10,000円)
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業等の内容、経費の配分の変更（市長が定める概ねな変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 確認書の内容を遵守すること。

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第4号様式（第7条関係）

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金不交付決定通知書

奈良市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者氏名

年 月 日付け補助金交付申請に対し、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

年 月 日 奈良市長 印

記

理由：

第5号様式（第8条関係）

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付申請に係る
変更・中止承認申請書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(申請者)

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

㊦

電話番号

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度			
指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
生息地域	奈良市		周辺
変更又は中止 の年月日	年 月 日		
変更又は中止 の内容			

第6号様式（第9条関係）

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術実施報告書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

(報告者)

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

㊦

電話番号

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施しましたので、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

補助年度			
指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
生息地域	奈良市		周辺
手術した猫の数	頭 (上限 5頭)		
手術に係る費用	円		
補助金交付決定額	円		
番号	種類	性別	毛色
1	雑種・	オス・メス	推定年齢
2	雑種・	オス・メス	手術実施日
3	雑種・	オス・メス	年 月 日
4	雑種・	オス・メス	年 月 日
5	雑種・	オス・メス	年 月 日

獣医師証明欄	<input type="checkbox"/> マイクロチップが装着されていないことを確認しました。 <input type="checkbox"/> 耳カットを実施しました。 上記の猫の不妊去勢手術を行ったことを証明します。 年 月 日 所在地 病院名 実施獣医師 印
報告事項審査結果 (主務課長) 記入不要 添付書類	

- 1 不妊去勢手術に係る費用がわかる領収書(領収書の右上に該当する猫の番号を記入すること。)
- 2 猫の耳先にV字カットしたことがわかる写真(写真の裏面に該当する猫の番号を記入すること。)
- 3 その他市長が必要と認める書類

第7号様式 (第11条関係)

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金確定通知書

第 年 月 日 号

住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者氏名

奈良市長

印

年 月 日付け実施報告のあったことについて、次のとおり補助金の額を確定した
ので、奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助年度			
指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
生息地域	奈良市 周辺		
手術した猫の数	頭 (上限 5頭)		
補助金等の交付決定金額	円		
手術に係る費用(補助対象金額)	円		
補助率			
補助金交付決定金額	円		

第8号様式 (第12条関係)

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長
(請求者)
住所又は所在地
氏名又は団体名及び代表者氏名

電話番号

印

奈良市飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求し
ます。

1 請求内容

補助年度			
指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
生息地域	奈良市 周辺		
手術した猫の数	頭 (上限 5頭)		
交付請求金額	円		

2 補助金振込先

振込先金融機関			
支店名	本店・支店・出張所		
口座種別	普通口座		
口座番号			
口座名義人			
フリガナ			

(令和2年5月21日揭示済)

奈良市告示第317号

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月27日

奈良市長 仲川 元 庸

別記第1号様式中

「 2 添付書類

- (1) 骨髄バンクが発行する証明書
- (2) 骨髄等の提供に要した日において所属する事業所等の就業規則その他事業所等の休暇制度がわかるもの
- (3) 事業所等との雇用契約書その他事業所等との雇用関係等がわかるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 同意・誓約事項

- (1) 私は、要綱第2条第1項第2号の確認のために住民基本台帳の調査に同意します。
- (2) 私は、奈良市が勤務する事業所等に対して、要綱第2条第1項第3号について照会し、確認することに同意します。
- (3) 私は、奈良市が骨髄バンクに対して、要綱第3条各号について照会し、確認することに同意します。
- (4) 私は、他の自治体等が実施する同様の助成金を受けていないことを誓約します。
- (5) 私は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことを誓約します。また、奈良市が奈良警察署等に対して当該事項を照会し、確認することに同意します。

を

「 2 添付書類

- (1) 骨髄バンクが発行する証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 同意・誓約事項

- (1) 私は、要綱第2条第1項第2号の確認のために住民基本台帳の調査に同意します。
- (2) 私は、奈良市が骨髄バンクに対して、要綱第3条各号について照会し、確認することに同意し に改める。ます。
- (3) 私は、他の自治体等が実施する同様の助成金を受けていないことを誓約します。
- (4) 私は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことを誓約します。また、奈良市が奈良警察署等に対して当該事項を照会し、確認することに同意します。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱の規定は、同年4月1日以後の申請に係る助成金から適用する。

(令和2年5月27日揭示済)

奈良市告示第318号

奈良市移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月28日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示
奈良市移動支援事業実施要綱（平成26年奈良市告示第194号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 大学修学支援型

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱（令和2年奈良市告示第171号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を削る。

第4条中「90日以内」を「1年以内」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

障害者が大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）に修学するに当たり、第14条第2項第1号に規定する個別支援型の指定を受けている事業所（重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業所に限る。）により行われる、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等の支援（大学等への通学中における余暇活動その他修学に関わりがない活動への支援を除く。）

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、大学修学支援に係る移動支援費の支給を受けようとするときは、規則第28条第1項に規定する地域生活支援事業利用（変更）申請書（兼利用者負担額減額・免除申請書）に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大学等に在籍していることを証する書類

- (2) 在籍する大学等において、障害のある学生の支援について協議等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署又は相談窓口が設置されていることが分かる書類
 - (3) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていることがわかる書類
 - (4) 入学後に停学その他の処分を受けていないことを確認することができる書類
 - (5) 前年度の修得単位数を確認することができる書類(大学等に2年以上在籍している者に限る。)
- 別表第3中「ケアホーム」を「グループホーム」に改め、同表に次のように加える。

大学修学支援	180時間	
--------	-------	--

別表第4に次のように加える。

3 大学修学支援型算定単価

時間	算定単価
30分以内	800円
30分を超えて1時間以内	1,600円
1時間を超えて1.5時間以内	2,400円
1.5時間を超えて2時間以内	3,200円
2時間を超える時間30分までごと	800円を加算

別記第7号様式中 「身介有 施設等利用型
身介無」を

「身介有 施設等利用型
身介無 大学修学支援型」に改め、「施設等利用

型は2」の次に「、大学修学支援型は3」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年5月28日から施行し、この告示による改正後の奈良市移動支援事業実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市移動支援事業実施要綱別記第7号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年5月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第14号

須川ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月21日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

須川ダム操作規程の一部を改正する規程

須川ダム操作規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に定める「洪水」のうち、貯水池への流入量が毎秒9.2立方メートル以上であることを「大規模洪水」といい、大規模洪水が発生しているときを「大規模洪水時」という。

第13条中第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 ダムの放流管に設置する個々のバルブは、放流管の下流側にあるものを放流管バルブ、上流側にあるものを放流管予備バルブという。

6 放流管からの放流を行うときは、次に掲げる順序により行うものとする。

(1) 放流管バルブを全閉し、放流管予備バルブを開く。

その際、放流管予備バルブは、必ず全開にする。

(2) 放流管予備バルブを全開した後、放流管バルブを操作して所要の放流量を放流する。

7 放流を停止するときは、前項に定める操作の逆の順序によつて行うものとする。

第3章中第23条の次に次の1条を加える。

(大規模洪水時等における措置)

第24条 第4条第2項に規定する「大規模洪水」が発生するおそれがあるとき、又は発生しているときは、第10条から前条の規定にかかわらず、公営企業管理者が別に定める操作要領に基づき適切な措置をとらなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和2年5月21日揭示済)

奈良市企業局管理規程第15号

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月25日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の一部を改正する規程

奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「20.29%」を「22.72%」に、「18.89%」を「21.07%」に、「15.65%」を「17.23%」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市水道施設布設工事負担金徴収規程の規定は、この規程の施行の日以後における

工事申込みに係る分について適用し、同日前に工事申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(令和2年5月25日揭示済)

奈良市企業局管理規程第16号

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月28日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局会計規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計規程（平成26年奈良市企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 企業財務課に属する職員で職務の級が5級から7級までの職にある者（第1号に掲げる者を除く。）

(4) 企業出納課に属する職員で職務の級が5級から7級までの職にある者（第2号に掲げる者を除く。）

第7条ただし書中「企業財務課長補佐」を「前条第3号に掲げる者のうち、最も上位の職務の級の職にある者（その者が2人以上の場合は、最も上位の号給の職にある者）」に、「企業出納課長補佐」を「同条第4号に掲げる者のうち、最も上位の職務の級の職にある者（その者が2人以上の場合は、最も上位の号給の職にある者）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(令和2年5月28日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第7号

全 職 員

奈良市消防文書規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年5月19日

奈良市消防局長 西岡 光治

奈良市消防文書規程等の一部を改正する訓令

(奈良市消防文書規程の一部改正)

第1条 奈良市消防文書規程（昭和42年奈良市消防長訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「署長補佐のうちから、当該主管課長が指名する者」を「副署長」に改める。

(奈良市消防安全管理規程の一部改正)

第2条 奈良市消防安全管理規程（昭和59年奈良市消防長訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「署長補佐」を「職員」に改める。

(奈良市火災予防査察規程の一部改正)

第3条 奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「各署長が指名した署長補佐」を「庶

務係長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年5月19日から施行し、第1条の規定による改正後の奈良市消防文書規程の規定、第2条の規定による改正後の奈良市消防安全管理規程の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市火災予防査察規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(令和2年5月19日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第14号

奈良市通級指導教室設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月26日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市通級指導教室設置要綱の一部を改正する告示

奈良市通級指導教室設置要綱（平成20年奈良市教育委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立富雄第三中学校通級指導教室 ステップ教室（LD等発達障害）	奈良市帝塚山南 2丁目11-1
--------------------------------------	--------------------

附 則

この告示は、令和2年5月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市通級指導教室設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(令和2年5月26日揭示済)